⑼　平成24年度臨時財政対策債	
ア　平成24年度市場公募都市に係るもの	1.925
イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	2.430
⑽　平成25年度臨時財政対策債	
ア　平成25年度市場公募都市に係るもの	1.965
イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	2.445
⑾　平成26年度臨時財政対策債	
ア　平成26年度市場公募都市に係るもの	1.845
イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	2.425
⑿　平成27年度臨時財政対策債	
ア　平成27年度市場公募都市に係るもの	1.700
イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	2.350
⒀　平成28年度臨時財政対策債	
ア　平成28年度市場公募都市に係るもの	1.700
イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	2.300
⒁　平成29年度臨時財政対策債	
ア　平成29年度市場公募都市に係るもの	1.700
イ　平成29年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	2.300
⒂　平成30年度臨時財政対策債	
ア　平成30年度市場公募都市に係るもの	1.695
イ　平成30年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	2.315
⒃　令和元年度臨時財政対策債	
ア　令和元年度市場公募都市に係るもの	1.650
イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	2.310
⒄　令和２年度臨時財政対策債	
ア　令和２年度市場公募都市に係るもの	1.610
イ　令和２年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	2.330
⒅　令和３年度臨時財政対策債	
ア　令和３年度市場公募都市に係るもの	0.680
イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.900
⒆　令和４年度臨時財政対策債	
ア　令和４年度市場公募都市に係るもの	0.230
イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.220
⒇　令和５年度臨時財政対策債	
ア　令和５年度市場公募都市に係るもの	0.335
イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.260

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、令和五年度分の普通交付税から適用する。